

申告って何? 自分は申告が必要?



⇒ 所得、扶養、非課税についての解説は、「Par + 1」をご覧ください。

○申告とは?

申告とは、1年間(1~12月)の収入、所得や控除(扶養や医療費など)を申告書に記入し、税務署や 市役所に提出することです。申告の内容は所得税や市・県民税(住民税)の計算の資料になるほか、国民健 康保険料や介護保険料、保育料、臨時給付金など、様々な行政サービスの料金算定等の基礎となります。

○申告の種類は?

申告には、確定申告と市・県民税(住民税)申告の2種類があります。



収入が給与のみの方や公的年金のみの方は、申告の代わりとなる資料が支払元(勤務先や年金機構など)から市役所に提出されるため、追加や変更がない限りは申告の必要がない場合も多いです。

降定申告 ⇒税務署

確定申告は、所得税(国税)の精算をするための手続きです。前年の全ての収入や控除を申告し、その人が前年分として最終的に納めるべき税額を決定します。源泉徴収されている額が多過ぎれば還付され、少なければ追加で納付することになります。毎年3月中旬が期限となっています。

確定申告の情報は税務署から市役所にも送られ、市・県民税申告の代わりに市・県民税の計算や行政サービスの情報として利用されます。確定申告をした人は、改めて市・県民税申告をする必要はありません。

> 市・県民税(住民税)申告 ⇒市役所

市・県民税申告は、前年の収入を元に、その翌年の住民税を決定するための手続きです。確定申告と同様に前年の全ての収入や控除を申告することで、住民税が決定されます。こちらも3月中旬が期限です。

所得税の申告義務がない方や、所得が少なく所得税が発生しない方、収入が全くなかった方など、こちらの手続きが必要な場合があります。こちらは市・県民税の計算や行政サービスの情報として利用されます。 なお、市・県民税申告では、所得税の還付を受けることはできません。

*源泉徴収とは?

源泉徴収とは、毎月の給与等から<u>暫定的な額の所得税を差し引くこと</u>をいいます。所得税は、最終的には 1年間を通しての所得状況等から決められるものです。年末調整や確定申告で精算をしなければ、1年間で は正しい金額にはなりません。年末調整をしないアルバイト等で、確定申告をすると還付が発生するのは、 精算した結果、源泉徴収されていた額が最終的に納めるべき1年間の所得税よりも多かったからです。

*年末調整とは?

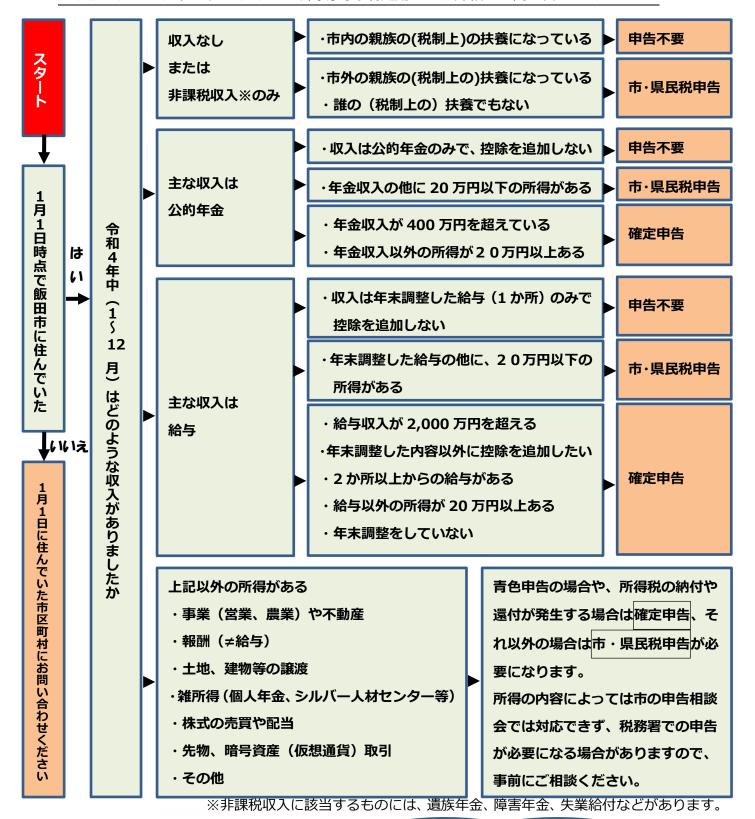
確定申告と同じことを簡易的に行っているのが、職場での年末調整です。12 月の給与から源泉徴収される金額を調整することで、1 年間の所得税を精算します。年末調整で所得税を正しく精算できるのは、あくまで収入が1か所からの給与のみの場合で、他の所得がある場合は申告をしなければ正しく精算できません。

それで、結局自分は申告する必要があるの?

⇒⇒⇒ 裏面のフローチャートでチェック!

○申告が必要か必要でないか、チェックしてみましょう

- ▶ 「収入」と「所得」は異なります。詳しくは「市・県民税のはなし Part1」をご覧ください。
- ▶ 所得税の還付を受ける場合は、このフローチャートの結果に関わらず確定申告が必要です。
- ▶ 確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。
- ▶ こちらのフローチャートはあくまでも簡易的な判定用です。詳細はお問い合わせください。



お問い合わせはこちら 飯田市役所 税務課 市民税係 (代) 0265-22-4511 内線 5161~5163